

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 順 兼

京都市規則第221号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 児童福祉センターに次の表に掲げる所、課、センター及び寮を置く。

所 の 名 称	課、センター又は寮の名称
	総務課
児童相談所	相談課 支援課
発達相談所	発達相談課 診療療育課 発達障害者支援センター
	青葉寮

第2条第1項中「係長 8人」を削り、同条第2項中「庶務係長」の右に「、相談課に相談措置係長及び保護係長、支援課に心理支援係長」を、「主席児童福祉司」の右に「、発達相談課に支援係長及び相談判定係長」を加え、「及び」を「に管理係長、担当課長補佐又は担当係長、」に改め、「担当係長」の右に「、青葉寮に指導係長及び治療係長」を加える。

第3条第3項中「、寮長及び係長（庶務係長を除く。）」を「及び寮長」に改め、同条第5項中「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、「（庶務係長を含む。第7条に

おいて同じ。)」を削る。

第5条発達相談所の款発達相談課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給に関すること。ただし、児童デイサービス及び短期入所（法第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）に関するものに限る。

第7条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)